

社会福祉法人湖南省社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人湖南省社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉活動計画を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営その他必要な事項について定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉活動計画(案)の策定
- (2) その他策定に必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、20人以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者又は福祉事業に従事している者
- (3) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 計画策定に必要な調査検討等を行うため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は委員長が指名し、委員長が招集する。

3 部会は次のことを行う。

- (1) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との連携事項の調査
- (2) 湖南省における地域課題の現状、調査および分析
- (3) その他委員会からの付託事項

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。